

改正案	現行
<p>（国際事務局に対する手数料の金額）              第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。              一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロ又はハに該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からそれぞれロ又はハに定める金額を減額をした金額</p> <p>イ 国際出願に係る書類の用紙の数（八）に掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。）が三十枚以内の場合にあつては、千四百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数（第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願（八）に掲げる場合であつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するものに限る。）にあつては、当該配列表の用紙の数が四百枚を超えるときはその用紙の数を四百枚とみなす。）を乗じて得た金額を加算した金額</p>	<p>（国際事務局に対する手数料の金額）              第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。              一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイ又はロに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のハ又はニに該当する場合には、当該イ又はロに定めるところにより算定した金額からそれぞれハ又はニに定める金額を減額をした金額</p> <p>イ 国際出願に係る書類の用紙の数（二）に掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。）が三十枚以内の場合にあつては、千四百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額</p> <p>ロ 第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願（二）に掲げる場合であつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するものに限る。）</p>

二  
口・八  
(略) (略)

二  
八・二  
(略) (略)

にあつては、当該配列表を除いた国際出願について、イに基つき算定される金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に、当該配列表の用紙の数を乗じて得た金額（当該配列表の用紙の数が四百枚を超えるときは四百枚とみなして算定した金額）を加算した金額

特許登録令施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十三号）

改正案	現行
<p>（課税標準の価格の記載） 第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第十三号(三)に掲げる事項の登録を申請するときは、申請書に課税標準の価格を記載しなければならない。</p>	<p>（課税標準の価格の記載） 第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の別表第一の第十一号の(三)に掲げる事項の登録を申請するときは、申請書に課税標準の価格を記載しなければならない。</p>